

富士市 6次産業化 促進支援事業補助金

富士市では、6次産業化に取り組む農漁業者等への補助を行っています。

●対象者

- ・ 6次産業化認定事業者
- ・ 認定農業者
- ・ 漁業従事者（田子の浦漁業協同組合組合員） 等

●補助内容

農産物の生産から商品開発、加工又は販売までを実施する事業等に対して対象経費の1/2(上限50,000円)を助成します。

補助対象経費

- 商品開発費
資材購入費・加工品試作経費・パッケージ試作経費・成分分析委託料・機械購入費等
- 販路開拓及び販売促進活動費
マーケットリサーチ経費・テスト販売経費・旅費・PRチラシ作成代・HP作成代他
- 施設整備費
施設建築費・設備購入費
- その他（上記に該当がない場合は富士市農政課までご相談下さい。）

- ※1 窓口での受付順に交付させていただきます。予算には限りがございますので早目に申請してください。
- ※2 補助金は、申請者名義の銀行口座振込にて行います。見積書/申請書/実績報告書/領収書/口座名義人が同一人物となるようお願いいたします。

●申請時に必要な書類

持参していただくもの

- ・ 見積書
※項目は具体的に記載してください。一式等の表記の場合、再提出していただく場合がありますので御注意下さい。
※有効期限内の日付か確認してください。
※宛名には、申請者の個人名を記載してもらってください。

窓口にて記載いただく書類

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 事業計画書

● 交付決定通知受領後に行っていただくこと

補助金の交付が決定しましたら(申請から1週間程度)、交付決定通知書を送付いたします。必ず交付決定通知後に事業を開始してください。

事業が完了したら成果品の写真をプリントアウト(L版若しくはA4コピー用紙)し、支払が確認できる書類(領収書又は振込明細書)・印鑑・通帳(本支店名・種別・口座番号・名義人がわかる部分のコピー可)を持参して、農政課窓口までお越しください。

各種書類の日付は以下の通りになりますのでご注意ください。

見積日 → 申請日 → 交付決定日 → 事業開始日 → 成果品納品
→ 支払(前払の場合は事業開始日以降としてください) → 事業完了日
→ 実績報告日 → 確定通知日 → 補助金請求日 → 補助金振込日

● 購入金額に変更が生じた場合の対応

申請時に提出した見積書の金額と実際の購入金額に変更が生じる場合は、事業開始(納品・使用・支払)前に変更申請をしていただく必要がありますので、農政課窓口まで御相談ください。

変更申請が必要な場合は、再度見積書を取り直していただき、見積書及び印鑑を御持参の上、下記窓口までお越しいただくこととなりますので御承知おきください。

● 報告時に必要な書類

持参していただくもの

- ・完成写真(H P等の場合は、トップページの画像等を完成写真とみなします)
- ・領収書若しくは振込通知書(交付決定日以降であることをご確認ください)
- ・印鑑(認印可)
- ・通帳(本支店名・種別・口座番号・名義人がわかる部分のコピー可)

窓口にて記載していただくもの

- ・完了報告書
- ・事業実績報告書
- ・収支精算書
- ・請求書

お問い合わせ・申込先

富士市役所 農政課 (5階南側)

農業振興担当 TEL : 0545-55-2781